

一般財団法人 犬猫生活福祉財団
保護シェルター設置運営規程

制定日	2022年7月21日
施行日	2022年7月21日
改定日	2023年5月25日

保護シェルター設置運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）定款第4条第1項第2号所定の動物の保護及び譲渡活動を行う施設の設置運営事業に関し、当法人が設置運営する保護シェルター（以下「本シェルター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 本シェルターは、適切に動物福祉が確保された状況にない犬猫の発生を防ぎ、あらゆる犬猫が適切に動物福祉が確保された状況で飼育される状態を目指すとともに、公衆衛生の向上を図る見地から、次に掲げる事業を実施する。

- ① 犬猫の保護
- ② 犬猫の譲渡活動
- ③ その他前各号に付随する事業

2 前項の事業を実施するため、当法人は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）所定の第2種動物取扱業の届出を行うものとする。

3 第1項の事業を実施するため、当法人は、所轄保健所等から犬猫を引き出すために必要な登録その他の手続を同保健所等に対して行うものとする。

(名 称)

第3条 本シェルターは、「犬猫タウン ○○」と称するものとし、「○○」には、本シェルターが設置される地域の名称から適切なものを選ぶものとする。この場合において、シェルターが簡易シェルター（主として、犬又は猫のみを対象とするシェルター。以下同じ）であるときは、末尾に以下の各号に定める名称を加えるものとする。

- ① 犬のみの場合 わんこシェルター
- ② 猫のみの場合 にゃんこシェルター

(人 員)

第4条 本シェルターに、原則として、次の各号に掲げる者を置き、各者は、当該各号に定める職務を掌る。ただし、各者は、必要に応じ、同一シェルター又は複数のシェルターにおける職務を兼ねることができる。

- ① 施設長
本シェルターの運営全般を統括する。
- ② 獣医師
本シェルターにおいて保護されている犬猫の診察、健康管理等を行う。
- ③ 看護師
愛玩動物看護師又は獣医療実務に従事経験がある者で、獣医師を補助し、獣医師の指示に従い犬猫の健康管理等を行う。
- ④ ドッグトレーナー
本シェルターにおいて保護されている犬及び里親所有の犬の指導、教育を行う。
- ⑤ 動物飼育員
本シェルターにおいて保護されている犬猫の日常の世話、飼育等を行う。
- ⑥ その他必要な職員
本シェルターの指定する事務等を行う。

2 前項にかかわらず、簡易シェルターにおいては、前項第1号、第3号、第4号に定める者を配置しないものとするができる。

(施設)

第5条 本シェルターには、検疫室、検疫期間終了後に犬又は猫が滞在する部屋、トリミング室等を設置するものとする。

2 前項にかかわらず、簡易シェルターにおいては、検疫室及びトリミング室を設置しないものとするができる。この場合において、犬猫の検疫及び初期医療措置は、担当獣医師の指導下において実施する。

3 本シェルターにおける犬猫の管理の方法等については、動物愛護法、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）その他の関係法令の定めるところに従うものとする。

(保護される犬猫)

第6条 本シェルターにおいて保護される犬猫は、次の各号に掲げる者から引き出し等を行った犬猫とする。

① 所轄保健所、愛護センター等

② 多頭飼育崩壊等の事情により一般家庭において飼育が困難になっている場合における飼主等

③ その他当法人が必要と認める場合

(譲渡活動)

第7条 当法人は、前条の規定により本シェルターにおいて保護された犬猫につき、その譲渡に必要な活動を行うものとし、この譲渡活動の内容、手続その他の事項については、別に定める譲渡活動事業実施要綱に定めるところによる。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本シェルターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2022年7月21日から施行する（2022年7月21日理事会議決）。

附則

この規程の一部改定は、2023年5月25日から施行する（2023年5月25日理事会議決）。